

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 省略 (休業補償)</p> <p>第6条 法第3条第2号の休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行うものとする。ただし、<u>次に掲げる場合</u>(規則で定める場合に限る。)には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。</p> <p>(1) <u>刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u> (2) <u>婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合</u></p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 (休業補償)</p> <p>第6条 法第3条第2号の休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行うものとする。ただし、<u>刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u>(規則で定める場合に限る。)には、その拘禁されている期間については、休業補償は、行わない。</p> <p>以下省略</p>